

(様式1)

所コ推 第 144号  
平成22年3月31日

所沢市監査委員 阿 部 武 志  
同 小 野 民 夫 様  
同 小 川 京 子  
同 中 村 太

所沢市長 当摩 好子



監査の結果に基づく措置について（通知）

平成22年3月30日付け所監第108号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部 交通安全課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車駐車場の固定納付金の収納事務については、所沢市会計規則及び伝票事務の手引に則り、適正に処理されたい。</li></ul>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車駐車場の固定納付金の収納事務については、所沢市会計規則及び伝票事務の手引に則り、次のとおり改めます。</li></ul> <p>＜固定納付金の歳入調定決議書の起票について＞</p> <p>固定納付金の歳入調定決議書の起票は、これまでは、固定納付金の納付の時点で年に2回起票しておりましたが、新年度以降は、年度当初において、固定納付金の年額を一括で歳入調定決議書を起票します。</p> <p>＜固定納付金の納付が遅れたことについて＞</p> <p>今回の固定納付金の納付が遅れた原因は、市が納付書を指定管理者へ遅れて送付したことによるものです。</p> <p>新年度以降は、年度当初に1年分の納付書を指定管理者へ送付いたします。</p>	